

神戸市外国語大学 学術情報リポジトリ

Decree No. 1 for the Protection of the Natural Resources of Namibia : Its Legal Status and Application

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2017-02-23 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 家, 正治, Ie, Masaji メールアドレス: 所属:
URL	https://kobe-cufs.repo.nii.ac.jp/records/2157

This work is licensed under a Creative Commons Attribution-NonCommercial-ShareAlike 3.0 International License.



ナミビアの天然資源保護 のための布告第1号

—その法的位置と適用状況—

家 正 治

1. はじめに

1988年12月22日、米国の調停のもとに、ソ連の支援を受けて、7カ月にわたる交渉の結果、国連本部でアンゴラ、キューバ、南アフリカの間で三国協定が署名された。同協定は、ナミビアの独立移行手続を定めた国連安全保障理事会決議435（1978）の1989年4月1日からの実施、南ア軍のナミビアからの撤退、南西アフリカ諸国の内政への不干渉、を骨子としている。また、同日に署名されたキューバとアンゴラ間の二国協定は、キューバ軍のアンゴラからの1991年までの全面撤退を内容とするものであった。決議435は、国連の監視と統制の下で行われる自由で公正な選挙を通じて、ナミビアの独立を達成することを決めたものであるが、ナミビア独立の指針となるその新憲法の制定議会選挙が1989年11月7日から始められた。ナミビア問題は、数度にわたって国際司法裁判所の勧告的意見が求められ、また同裁判所の争訟事件にもなったことにも示されるように、国連における植民地問題の処理において政治的にも法的にも最も大きな問題の一つであった。予定では1990年4月1日までに独立する手順ではあるが、それが達成すれば、国連の植民地精算への活動の歴史にさらに一つの大きな節目を画することとなる。

ところで、現在、植民地独立付与宣言が適用されるべき地域としてナミビアを含め19の地域が残存しているが、これらの地域への同宣言の履行を妨げ

(1) 非自治地域の確定問題については、拙稿「ニューカレドニア問題——非自治地域リストへの再登録について」『外国学資料』神戸市外国語大学外国学研究所 No. 39 (1988) 参照。

ている障害の一つとして植民地における外国の経済的その他の利権の活動が
挙げられ、植民地独立付与宣言履行特別委員会も同問題の審議を続けている。⁽²⁾
ナミビアについては、後述のように、1974年に国連ナミビア理事会がナミビ
アの天然資源のための布告第1号を制定し、同理事会内においてその適用・
実施につき審議を続けている。

同布告第1号は、ナミビアの天然資源を外国の経済的利権による略奪から
防止するために制定されたものであるが、その制定手続やその法的性質に従
来見られなかった非常にユニークなものを有している。本小論では、その法
的地位を考察するとともにその履行のためにどのような手段がとられている
かを考察することが目的である。

2. 布告第1号の制定

1966年10月の第21回国連総会は、南西アフリカ（1968年6月、総会は住民
の願望により以後ナミビアと呼ぶことにした）の人民の自決、自由および独
立の不可譲の権利を再確認し、南アが地域の施政についての義務を履行しな
かったことから委任状は終了したこと、さらに地域を「国連の直接の責任の下
に」置くことを決定した。翌年5月、総会は11カ国からなる国連南西アフリ
カ理事会（後に国連ナミビア理事会）を設立した。同理事会に課された権限
と任務には、出来るだけ同地域住民の参加をえて独立まで南西アフリカを施
政すること、とともに成人による普通選挙によって立法議会が設置されるま
で同地域に必要な立法を制定すること、などがあった。このように同理事会
は独立まで同地域の統治機関となった。なお、理事会の構成国はその後拡大
され、現在31カ国となっている。

ところで、「南西アフリカ人民機構」(SWAPO) の情報宣伝部が1983年に刊

(2) cf. Decolonization, A Publication of the United Nations Department for Special Political Questions, Regional Co-operation, Decolonization and Trusteeship, No. 38 (1989)p. 27.

行した書物『民族の形成のために：ナミビア解放闘争』によれば、ナミビア経済には2つの特徴がある。⁽³⁾ 1つは、その国の種々の天然資源の大量の採掘、漁業および牧畜活動を基盤にした経済の資本主義的要素、2つは、パンツースタンで生活することを強いられている多くのアフリカ人をとりまく自給農業である。前者のナミビアの資本主義経済はほとんど3つの輸出向け分野——畜産、沿岸漁業および鉱業——で発展してきており、それら3つの分野の間にはほとんど関連なくそれぞれ独自の状況に従って発展してきている。商業的牧畜は主に2つのもの、ウィンドフーク北方の中部草原で育成する牛と南部で飼育するカラクール羊で発展している。資本主義的生産によって生み出される利潤の多くは国外に持ち出され、少し古い、——布告第1号の公布の背景を考察するには好都合である——同書で引用されている「国連ナミビア研修所」(United Nations Institute for Namibia・UNIN)の研究では、1977年の推定でナミビア国内総生産(G. D. P.)の36%が利潤、俸給、税および国営企業の超過利潤の形で国外に送金され、現地で使用する国民総収入(G. N. I.)として生産の3分の2以下が残されただけであった。

第27回総会は、決議3031 (XXVII) を採択して、理事会に要請したことの一つに、「ナミビアで操業している外国の経済利権の問題を調査し、また適当にそのような活動を規制するための実効的な手段を求めること」が入っていた。1972年1月から12回にわたる会議において、理事会はナミビアの黒人労働者のストライキと関連してナミビアにおける外国の経済利権の問題を審議した。理事会は、ナミビアで操業している外国会社の内の2会社、「ニューモント鉱業会社」(Newmont Mining Corporation)と「アメリカ金属クライマックス会社」(American Metal Climax Company)——両会社ともストライキで大きな影響を受けていた——に同地域の労働条件を審議するための理事

(3) Department of Information and Publicity, SWAPO, To Be Born A Nation: the Liberation Struggle for Namibia, 1983, pp. 22~43. なお、同書の紹介について拙稿「ナミビアの地位」『外国学資料』No. 36 (1984) 神戸市外国語大学外国学研究所 No. 36 (1984) pp.39.

会の会議に代表を派遣するよう招請した。しかし、両会社は招請を拒否した。⁽⁴⁾
理事会は、また、これらの会社の操業について書面による情報を受理した
聴聞も行った。請願者の一人は、南アの占拠が終るまでナミビアの天然資源
に対してあらゆる権限を行使するよう理事会に要請した。⁽⁵⁾

他方、ナミビアで操業している外国会社の活動を研究した国連ナミビア弁
務官(理事会が必要と認める執行上および行政上の任務を担当する)は、理事
会の第203回会議で、弁務官がナミビアの天然資源に関して配布した決議案に
理事会は緊急の注意を払うよう要請した。弁務官は、同決議の意図はナミビ
アの天然資源に対する理事会の権限を主張することであり、また理事会はこ
れらの天然資源を略奪、荒廃および早急な枯渇から保護する立場にあること
を確保することにあると述べた。⁽⁶⁾ 同決議案は理事会の第2常設委員会に付託
されることになった。その後、理事会の議長は、決議案は理事会布告に変え
られたと理事会に通知した。⁽⁷⁾ 1974年9月24日、理事会は、「ナミビアの天然
資源保護のための布告第1号」(Decree No. 1 for the Protection of the
Natural Resources of Namibia)を満場一致で採択した。1974年9月27日
の第29回総会はそれを承認した。

なお、理事会の議長は、布告の採択に際して、理事会は総会により託され
た立法権限から、正式な総会の承認は必要ではないと述べ、また布告は裁判
所に於て有効であるに必要なすべての法的要件をそなえていると述べている。⁽⁸⁾

3. 布告第1号の内容とその法的性質

まず、布告第1号の法的性質を考察する前に、その全文を以下に掲げてお
こう。

(4) Namibia Bulletin, Vol. XI, No. 6 (1988) p. 4.

(5) Rev. Michael Scott, cf. *ibid.*, p. 5.

(6) *ibid.*, p. 6.

(7) *ibid.*, p. 7.

(8) *ibid.*, pp. 7-8.

「国連ナミビア理事会は、ナミビア人民の天然資源を保護する責任と、これらの天然資源はナミビア、その人民または環境上の資産に損害を与えるように開発されてはならないことを確保する責任を意識して、以下の布告を制定する。

布告

国連ナミビア理事会は、

1966年10月27日の総会決議2145(XXI)の条項において、ナミビア地域（旧南西アフリカ）は、国連の直接の責任にあることを承認し、

この責任は、1960年12月14日の総会決議1514(XV)にしたがって、自治および独立を達成するナミビア人民の権利を支持する義務を包含することを認め、

南アフリカ共和国政府は、ナミビア地域の違法な占拠を行なっていることを再確認し、

天然の富と資源に対する永久的主権に対する人民と民族の権利を宣言した1962年12月14日の決議1803(XVII)における総会の決定を促進して、

南アフリカ共和国政府は、これらの権利を奪いまた妨害していることに留意し、

正統にナミビア人のものである地域の天然資源の富と資源の十分な保護を彼らのために保障することを希求して、

1971年6月21日の国際司法裁判所の勧告的意見を想起して、

1967年5月19日の総会決議2248(S-V)およびナミビアに関するすべての関連決議と決定によって与えられた権限に基づいて行動して、

以下のとおり制定する。

1. 法人組織または未法人組織にかかわりなく、いかなる個人または団体も、国連ナミビア理事会のもしくはかかる許可または同意を与える目的のために代って行動する権限を与えられた者の同意と許可なしに、ナミビア領域内にあり、または見出される動物または鉱物にかかわりなくいかなる天然

資源も、これを探索、踏査、開発、奪取、人手、採掘、精練、使用、販売または分配することはできない。

2. 前掲の1項に定められた目的のすべてまたはそのいずれに対する許可、特許または免許のいずれも、南アフリカ共和国政府または『南西アフリカ行政府』もしくはその前任機関の権限の下に活動するとされる団体を含む、いかなる個人または団体によってそれが付与される場合には、これらはいずれも無効であり、なんらの効力・効果も有しない。
3. ナミビア地域から生産され、またはそこに発生する動物、鉱物または他の天然資源は、国連ナミビア理事会または前記理事会に代って活動する権限を与えられた者の同意と許可なしに、法人組織または未法人組織にかかわらず、個人または団体によってナミビア地域外のいずれの場所であれ、いかなる方法によってであれ、前記領土からこれを持ち出すことはできない。
4. 国連ナミビア理事会または前記理事会にかわって活動する権限を与えられた者の同意または書面による許可なしに、ナミビア地域から持ち出される、同地域から生産されまたは発生する動物、鉱物または他の天然資源は、前記理事会のために没収されるものとし、それらはナミビア人民のために保管される。
5. ナミビア地域から生産され、または発出する動物、鉱物または他の天然資源を運搬すると認められた運搬車、船舶またはコンテナのいずれもまた、国連ナミビア理事会または前記理事会に代って活動する権限を与えられた者により、あるいはそれに代って、押収されかつ没収され、それらはナミビア人民のために保管される。
6. ナミビアに関する本布告を犯す個人、団体または法人のいずれも、将来の独立ナミビア政府によって損害賠償の責任を負わされる。
7. 前述の1項、2項、3項、4項および5項のために、また本布告を有効ならしめるために、国連ナミビア理事会は、決議2248(S-V)にしたがい、

議長と協議した後に必要な措置をとる権限を国連ナミビア弁務官に与える。⁽⁸⁾」

以上の布告の内容の中で、とりわけ重要なことは以下の3点である。第1は、国連ナミビア理事会の許可なしにナミビアの天然資源を探索したり開発したりすることなどを禁止していることである。第2は、許可なしに持ち出される天然資源と輸送手段は押収され没収されるということである。第3は、布告に反する個人、団体あるいは法人は、将来の独立ナミビア政府によって損害賠償の責任を負わされるということである。

ベルギーのルーベン・カソリック大学の Joe Verhoeven 教授は、同布告の範囲 (scope) に関して (1) time (2) place (3) person (4) material に整理して、(1)に関して布告第1号は法の一般原則から制定の日に効力が発生し遡及的効力を有していない、(2)に関して「ナミビア」の領土に布告第1号は適用される、(3)に関して布告第1号は国家に対して述べられておらず、法人・自然人に対して述べられている、(4)に関して布告第1号はナミビアの「天然資源」に適用される、としている。そして同教授は、布告の規定はすべてにおいて明確でないと述べている。⁽⁹⁾ この点に関して、オランダのグローニンゲン大学の Nico. J. Schrijver 教授は、「ずさんな起草」(sloppy drafting) という表現をしている。

ところで、布告第1号の法的性質に関して、国連の法務局の Ralph Zacklin 氏は以下のように述べている。⁽¹⁰⁾

布告第1号は独自の(sui generis)なものであることから、既存の国内法や国際法の枠組の中で評価することは困難である。布告第1号の採択の形式・

(8) A/AC. 131/33. なお、訳出に際して、浦野起央編著『アフリカ国際関係資料集』309-310頁および外務省国際連合局政治課『国際連合第29回総会の事業』378-380頁を参照した。

(9) Joe Verhoeven, The Implementation of Decree No. 1 for the Protection of the Natural Resources of Namibia, Regional Symposium on International Efforts to Implement Decree No. 1 for the Protection of the Natural Resources of Namibia, Geneva, Switzerland, 27-31 August 1984, p. 13.

(10) Statement by Ralph Zacklin, *ibid.*, pp. 7-8.

方式は巨賂的行為——すなわちナミビア理事会の決定を総会決議が承認した (endorse)——であるが、国内法の特徴——すなわち国家というよりは法人、個人、団体に向けられている——を有している。したがって、法的というよりか事実の上から布告第1号を述べるとすれば、特定地域、すなわちナミビアに効力を有することを意図された、またすべての国の裁判所において適用可能な(enforceable)、国際機関が採択した法として述べられる、と定義づけている。

また、同氏は、布告第1号は、(1)条約上の (conventional) 国際法規則であるのか、(2)慣習国際法の規則であるのか、(3)ナミビアの国内法であるのか、(4)国連システムの内部法秩序か、(5)特別な種類の法であるのか、という問題を提起して、以下のようにコメントを与えている。(1)に関して、総会はそれ自体が有する権限以上のものを補助機関に与えることはできない。それ故に、布告第1号の規定は加盟国に対する勧告として見なされなければならない。(2)に関して、天然資源に対する永久的主権の決議が慣習国際法の規則となっているかどうかは問題となる。国家の経済的権利義務憲章の採択の際の議論から多くの重要な国がこれを拒否している。(3)に関して、布告第1号は外国政府の布告と同じものではない。しかし、ナミビア理事会はナミビアの領域を施政する権限を有する唯一の機関であることから、外国政府の布告と同じ様に考えられる。(4)に関して、ナミビア理事会の創設を決めた総会の決定は国連の内部法秩序の決定であり、また理事会の決定は布告第1号を含め組織そのものを拘束する。したがって、例えば国連の一つのある機関がナミビア・ウランを取得すれば、布告第1号が適用されることとなる。(5)に関して、布告第1号は新しい種類の法——すなわちナミビアの国内法、国連の内部法秩序の法、また公法的・私法的性格をもつ脱国家的 (transnational) な法の合成物(amalgam)と考えられる。

以上のような国連当局者の見解に対して、学者の見解はどのようなものであろうか。『南アフリカ国際法年鑑』で共同論文を執筆している Booysen お

よび Stephaan 両教授は、「布告自体多くの不十分性を有し、またナミビア理事会は最少限度の法的基準にも即応して⁽¹¹⁾いない」として、布告第1号そのものの効力を認めていない。また、間接的な形ではあるが、Isaak I. Dore 教授は、総会は布告を履行するための適当な措置をとるよう国家に強いる権限を欠いているとして権限の構造上の限界について述べている。⁽¹²⁾

これに反して、François Rigaux 教授は、布告は2つの強行法規(jus cogens)の原則、すなわち人民の自決権と天然資源に対する永久的主権の原則に基礎づけられて⁽¹³⁾いるとする。また、H. G. Schermers 教授は、布告はさらになんらかの政府の行動がなければ加盟国内で執行されるような国際機構の拘束的な決定ではない。布告は外国の機関の法的行為(the lawful act of a foreign authority)としてみなされるものと述べている。⁽¹⁴⁾

ところで、国連ナミビア理事会は、1980年7年、ニューヨークでナミビア・ウランに関する公聴会を開いた。そのパネル(Panel)は以下のような定義を行なった。「国連ナミビア理事会の最初の立法行為である布告第1号は、ナミビアの国内法である。しかし、合法にナミビアを施政した布告を公布する機関であるナミビア理事会が、国連の委任の下に国際的責任を遂行するという事実は、その機関の行為は国際的効果を有するという国連加盟国の自覚と受諾を意味する。それ故、布告はまた国連加盟国に対し国際的効果をもつ文書である。⁽¹⁵⁾」なお、この文書はその後ナミビア理事会と総会によって承

(11) H. Booysen and G. E. J. Stephan, Decree No. 1 of the United Nations Council for South West Africa, South African Yearbook of International Law, Vol. 1(1975) p. 68.

(12) Isaak I. Dore, Self-determination of Namibia and the United Nations: Paradigm of a Paradox, Harvard International Law Journal, Vol. 27, No. 1(1986) pp. 168-169.

(13) cf. Nico J. Schrijver, The Status of Namibian and of Its Natural Resources in International Law, op. cit., Regional Symposium, pp. 31-32.

(14) H. G. Schermers, The Namibia Decree in National Courts, International and Comparative Law Quarterly, Vol. 26 (1977) p. 96.

(15) Implementation of Decree No. 1 for the Protection of the Natural Resources of Namibia, Study on the Possibility of Instituting Legal Proceedings in the

認されている。

それでは、布告第1号の法的性質をどのように見るべきであろうか。前述の Zacklin 氏の整理に従って言えば次のように言えるであろう。まず第1に、布告第1号は条約上の規則であるか否かに関して、布告は条約締結の手續に基づいておらず、また総会およびその補助機関は直接加盟国を法的に拘束する決定をすることはできず、従って布告第1号は条約国際法上の規則ではない。第2に、布告第1号は慣習国際法上の規則であるか否かに関し、国際人権規約の共通第1条に規定され、多くの諸国によって批准されていることに示されるように天然資源に対する永久的主権の原則は慣習法上の規則として承認されているものとして把握することができるであろう。第3にナミビアの国内法であるか否かに関して、国連ナミビア理事会の施政権限とそのための立法権限から肯定的な結論となる。また、国連の内部法としての性格も、理事会の施政のための機関として権限づけられていることからその立法は自ら国連システムの内部法としての性格を有することになる。従って、上記パネルの定義の性格に加えて、同布告は、慣習法の表明(*restatement*)であるとともに国連の内部法としての性格をも有する新しい法と言えるであろう。

ところで、布告第1号が国連システムの内部法であるとしても、それは専門機関にも及びうるものかどうかという問題があるが、この点についての検討は別の機会に譲ることとする。なお、布告第1号がナミビアの国内法としての性格を有しても、ナミビアに対する南アの不法占拠が続き、国連ナミビア理事会は同地域を実効的に施政していないこととの関係について、Schermers 教授は、このことは南アの不法統治を合法化するものではなく、第2次大戦中のオランダのような亡命政権の権限に類似するものとして⁽¹⁶⁾いる。

\Domestic Courts of States: Report of the United Nations Commissioner for Namibia, American Journal of International Law, Vol. 80, No. 2, (1986) pp. 445-446.

(16) *ibid.*, H. G. Schermers, pp. 93~96.

4. 布告第1号の履行

布告第1号が制定されると、弁務官事務所は、すべての加盟国とナミビアで操業していると考えられているすべての会社、運送業者、保険業者や関係のある労働組合その他に布告の写しを送付した。また、弁務官や弁務官事務所は、会社の株主会議にも出席した。例えば、1974年、弁務官はナミビア沿岸の石油採掘のコンセッションに関係して米国石油会社の会議に参加した。1975年には「大陸海外石油会社」(CONOCO)、「ゲッティ石油会社」「ヒリップ石油会社」および「テキサコ石油会社」はコンセッションを破棄して⁽¹⁷⁾いる。このような努力が効果を表わしたことから、事務総長は、第31回総会への年次報告で、事務総長は布告の制定によって多くの外国企業がナミビアでの操業を止めていると述べている。⁽¹⁸⁾

また、弁務官の報告によると、⁽¹⁹⁾1975年に米国へのナミビア産あざらし毛皮の輸入を阻止するための訴訟が行なわれた。この訴訟は、「市民権のためのセンター」や国会議員や環境・動物保護団体のメンバーによって起されたものであり、また「南西アフリカ人民機構」(SWAPO)もそれに参加した。また、弁務官事務所とは関係なしに、民間団体が行った事例として、フィラデルフィアで「行動ナミビア」(Operation Namibia)のメンバーが店頭の棚にあるナミビア産の魚の缶詰に「ナミビアからの盗品」(stolen from Namibia)というラベルを貼りつけてまわったことが報告されている。また、NGOの直接行動として、ベルギーの反アパルトヘイト団体である、Aktie Komitee Zuidelijk Afrika (AKZA)のメンバーが、布告制定10周年の1984年9月、

(17) *ibid.*, Implementation of Decree No. 1 for the Protection of the Natural Resources of Namibia, p. 444.

(18) Report of the Secretary-General on the Work of the Organization, General Assembly Official Records, Thirty-Fifth Session, Supplement No. 1 (A/31/1) 1976, p. 50.

(19) *ibid.*, Implementation of Decree No. 1 for the Protection of the Natural Resources of Namibia, p. 444.

ナミビア産のカラクル毛皮を販売している店に入って布告第1号に違反していると抗議し、ベルギー警察にこれを記録するよう求め、またこの問題を議会ででもとり上げさせている。⁽²⁰⁾

弁務官の報告では、民間団体の直接行動は、(1)大きな社会の関心（例えばエネルギー資源のとほしい国でのウランの供給）に触れなければ、(2)広範で重要な社会の分野（例えば大きな労働組合）から支持されなければ、また(3)国連ナミビア理事会の遡及的な支持がなければ、十分な効果は上げられない⁽²¹⁾としている。布告の履行を促進する方法として、Schrijver 教授は、以下の諸点を指摘する。(1)布告の国連の他の機関、とくに安全保障理事会による再確認(reaffirmation)、(2)国内法への変型(transformation)、(3)ナミビア産と南ア産とを区別可能とするような関税管理と貿易統計、(4)1970年7月のAlmelo 条約（英・オランダ・ドイツの共同企業である URENCO の法的基礎をなす）の改正もしくは追加、(5)訴訟を起こすこと、(6)布告の法的価値を十分なものにするために、総会もしくは安全保障理事会による国際司法裁判所への勧告的意見の要請、⁽²²⁾を上げている。

以上の提言の1つである布告第1号の国内立法化に関して、その必要性があるのかどうか、また国内立法化することの危険性についても指摘されている。⁽²³⁾1985年5月、米国議会の下院に布告第1号の規定を国内立法化する法案が Patricia Schroeder 議員より提出された。同法案は、その規定に違反した個人に対して5万ドルもしくは天然資源の5倍の価格の罰金または5年以下の投獄、そしてその規定に違反した会社に対して100万ドルもしくは天然

(20) David de Beer, *Intensification of Efforts towards the Implementation of the Protection of the Natural Resources of Namibia, Seminar on the Intransigence of the South African Régime with regard to Namibia: Strategies for Hastening the Independence of Namibia*, Georgetown, Guyana, 29 July-2 August 1985, p. 13.

(21) *ibid.*, Implementation of Decree No. 1 for the Protection of the Natural Resources of Namibia, p. 445.

(22) *ibid.*, Nico J. Schrijver, pp. 35-37.

資源の5倍の価格の罰金を課すものである。⁽²³⁾

また、訴訟に関して、国連ナミビア理事会は、7カ国（ベルギー、フランス、西ドイツ、日本、オランダ、英国および米国）の法律家に、それぞれの国内裁判所に訴訟を起すことが可能かどうかの可能性について報告を求めた。その結果、1984年4月、弁務官はその可能性の高い国として、ベルギー、オランダおよび米国の3国を指摘した。⁽²⁴⁾そして、そのための経費として25万ドルを請求した。

1987年7月14日、国連ナミビア理事会は、Urenco Nederland, Ultracentrifuge Nederland およびオランダ政府をハーグにある地方裁判所(District Court) に訴訟を提起した。この訴訟は一般に Urenco 事件と呼ばれるが、Urenco は英国、オランダと西ドイツの政府によって設立された濃縮コンソーシアムである。Urenco は、西ドイツや英国の原子力発電所やヨーロッパ、日本、米国およびブラジルの施設のための濃縮の便宜を与えている。⁽²⁵⁾原告としての国連ナミビア理事会は、申立状 (writ of summons) で、(a)被告 No. 1, Urenco Nederland V. O. F. および被告 No. 2, Ultra-Centrifuge Nederland に、ナミビア産ウランの全部または一部の濃縮を禁止すること、(b) 被告 No. 3. オランダに、ウランがナミビア産でないという文書を、ウラン濃縮命令の遂行前に、提出するよう被告 No. 1. に指令すること、(c) ナミビアウランの濃縮を被告 No. 1. および No. 2. に防止し、またその命令に違反していないことを1年に一度原告に確証するよう被告 No. 3. に指令すること、および(d)訴訟費用を被告が支払うよう命令すること、⁽²⁶⁾を求めた。1988年5月3日、オランダは抗弁書 (statement of defence) を提出し、また両

(23) *ibid.*, David de Beer, p. 14.

(23) *ibid.*, David de Beer, pp. 14-15.

(24) *ibid.*, Implementation of Decree No. 1 for the Protection of the Natural Resources of Namibia, pp. 488-489. なお、各国の法律家の報告についても *ibid.*, pp. 454-488参照。

(25) Namibia Bulletin, Vol. XI, No. 6 (1988) p. 21.

(26) *ibid.*, p. 51.

会社は共同抗弁書を提出した。⁽²⁷⁾ 今度は原告が6カ月内により詳細な申立書 (complaint) を提出する番である。その後、口頭弁論 (oral pleading) の日時がセットされることになっているが、現在の進捗状況からして、それは1989年もしくは1990年になる予定である。⁽²⁸⁾

5. む す び

日本の外務省は、布告については、「その政治的意義を十分理解し、1975年5月、通産省広報及び JETRO 通商広報を通じ、同布告を民間に周知せしめた」(傍点筆者) と主張する。⁽²⁹⁾ しかし、その後も日本の電力会社はナミビア産ウランを輸入し続けていた。しかし、市民団体からの追求により、電力各社はようやく1988年秋以降輸入規制の方針を打ち出した。同年11月、関西、東北、中部の電力各社はナミビア産の疑いが消えないとして、世界最大の非鉄金属多国籍企業リオ・ティント・ジンク (R T Z) 社との契約更新に応じないことを表明したが、この時点で10年近く契約期間を残していた東京電力は他社に同調しなかった。⁽³⁰⁾

一方、1989年11月に行なわれた制憲議会選挙で独立闘争を指導してきた解放組織、南西アフリカ人民機構が、定数72議席中、41議席を制した。この結果、SWAPO 主導の下に独立が達成されるであろうが、SWAPO はこの選挙で憲法制定に必要な3分の2には達しなかった。そのため今後独立までまだまだ紆余曲折が続くであろう。

このような中で、ナミビア人民の自決権が保証されるために、布告第1号の履行の遵守が行われているか独立まで監視を強めることが必要である。

(27) cf. Namibia Bulletin, Vol. XI, No. 7(1988).

(28) Namibia Bulletin, Vol. XI, No. 6 (1988) p. 52.

(29) 外務省中近東アフリカ局『アフリカ便覧—サハラ以南の国々—』1986年、113頁；森川純著『南アフリカと日本』同文館所収。

(30) 毎日新聞、1989年5月8日付。